

令和2年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会
第2回医療施設等部会 議事録

1 日時：令和2年10月30日（金） 午後1時23分～午後2時24分

2 場所：千葉市役所議会棟 第3委員会室

3 出席者：

(1) 委員

高橋和久部会長、酒井秀大副部会長、岡田敏男委員、大道正義委員、長根裕美委員

(2) 事務局

今泉医療衛生部長、白井保健福祉総務課長、風戸医療政策課長、
田村医療政策課長補佐、鴨作保健福祉総務課主査、米元保健福祉総務課主任主事、
今井保健福祉総務課主任主事、福田医療政策課主事

4 議題：

(1) 千葉市休日救急診療所の指定管理予定候補者の選定について

5 議事の概要：

(1) 千葉市休日救急診療所の指定管理予定候補者の選定について

応募事業者による提案説明の後、各委員による質疑応答・審査を行い、事務局より審査結果について報告をした。

【結果：全委員が全ての項目を「○」と評価したため、適格。】

6 会議経過：

○鴨作保健福祉総務課主査 予定の時刻よりも早いのですが、事業者を含め関係者がそろっておりますので、始めさせていただきます。本日はご多忙中のところ、お集まりいただき誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、保健福祉総務課の鴨作と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元に配付した資料の確認をさせていただきます。

配付書類は、次第、席次表、委員名簿、審査票（第2次審査用）、あとは、ピンク色のA4判のファイルをお配りしてございます。配付資料は以上ですが、お手元にご覧いただけますでしょうか。不足等ございませんでしょうか。よろしいですか。

では、続きまして、会議の成立についてご報告をいたします。本日の出席委員についてですが、総数5名中5名でございますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項に基づき、会議は成立しております。

また、本日の会議でございしますが、千葉市情報公開条例第7条第3号に規定する非公開情報を取り扱いますことから、非公開とさせていただきます。そのため、配付資料のうち、非公開事由に該当する内容を含んでおりますA4判のファイルの資料につきまし

ては、部会が終了後、回収させていただきますので、ご了承願います。なお、会議中における資料への書き込み等については差し支えございません。

また、本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議の途中で適宜、窓開け換気等を行いますので、そちらにつきましてもご了承願います。

それでは、続きまして、医療衛生部長の今泉よりご挨拶を申し上げます。

○今泉医療衛生部長 医療衛生部長の今泉です。本日は、お忙しいところ、保健福祉局の指定管理者選定評価委員会第2回医療施設等部会にご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃から委員の皆様には、保健福祉行政をはじめ市政全般にわたりまして、ご支援、ご協力をいただいておりますことをお礼申し上げます。

本日ご審議いただきますのは、千葉市休日救急診療所、こちらの次期指定管理者の選定についてでございます。以前にもご説明しておりますが、休日救急診療所は、千葉市の休日における初期救急診療の施設となっており、重要な施設でございます。申請団体から提出された書類をご検討の後、審議をいただきますけれども、委員の皆様には、それぞれ専門的なお立場から忌憚のないご意見をいただければと思っております。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○鴨作保健福祉総務課主査 ここからは高橋部会長さんに進行をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋部会長 ただいまから「令和2年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第2回医療施設等部会」を開会いたします。

それでは、議題「(1) 千葉市休日救急診療所の指定管理予定候補者の選定について」に入ります。

まず、審議の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

○白井保健福祉総務課長 保健福祉総務課長の白井でございます。どうぞよろしく願いいたします。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

それでは、審議の進め方について、ご説明いたします。

今回は、本部会が所掌しております千葉市休日救急診療所の指定管理期間が今年度限りとなっておりますので、来年度からの指定管理予定候補者の適否について、ご審議をいただきます。

まず初めに、事務局から第一次審査の結果についてをご説明いたします。その後、質疑応答を行いまして、お手元に配付済みの提案書の内容につきまして、選定要項に示す要件等との適合状況を中心にご確認いただきます。

次に、審査票(第2次審査用)のうち、「2 施設の管理を安定して行う能力を有すること」の「(2) 団体の経営及び財務状況」の部分につきまして、公認会計士でいらっしゃる岡田委員から財務関係の所見をいただきまして、必要に応じて質疑を行います。

その後、応募事業者に入室をいただきまして、ヒアリングを行います。応募事業者から提案内容について10分以内でご説明いただいた後、15分を目途に質疑応答を行っていただきます。

応募事業者が退室いたしましたら、ヒアリング内容について、気になった点や確認しておきたい点などについて、委員間で意見交換及び協議をいただきまして、その後、審査を行っていただきます。

それでは、お手元の「審査票（第2次審査用）」の記入につきまして、審査票とA4サイズのファイルの両方を用いてご説明をいたします。

まず、「審査票（第2次審査用）」をご覧ください。右上の「委員名」の欄に、お名前をご記入ください。

次に、記入方法についてですが、中ほど「評価」の欄に「○」か「×」を付けていただきます。

次に、A4ファイルの資料1-1「選定基準」の4ページ、上段の表をご覧ください。「3 提案内容審査」の「(1) 審査方法」で、評価についての基準を記載しております。

基本的には、管理運営の基準等で設定した水準どおりの業務が行われることが見込まれる場合は「○」、管理運営の基準等で設定した水準に満たない業務が行われるおそれがある場合は「×」と評価をしてください。

委員のうちお一人でも「×」の評価を行った項目がある場合は、委員間で協議を行っていただき、4ページの中段にございます①～④のいずれかを決定していただきます。また、過半数の委員が「×」の評価を行った場合は、②～④のいずれかで決定していただきます。

続きまして、5ページ「(2) 審査項目及び審査の視点」をご覧ください。5ページから7ページに掲げております表のうち、網掛けのある審査項目、具体的には2(1)、4(3)、5(1)及び5(2)につきましては、4ページの「(1) 審査方法」によらず、それぞれに示しております審査方法により評価を行っていただきます。

なお、審査票につきましては、事務局が回収をさせていただきます。委員の皆様の審査が終わりましたら、10分ほどお時間をいただきまして、事務局で集計作業を行います。その間、委員の皆様には休憩をお取りいただきたいと思います。

休憩の後、事務局より審査結果を発表させていただきます。その審査結果に基づきまして、指定管理予定候補者の適否を決定していただきます。

また、審査結果により選定された場合、部会としての選定理由を決定していただきます。なお、提案に加え、留意してほしい事項がございましたら、この時にご発言をいただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋部会長 ありがとうございます。何かご質問等、ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○高橋部会長 それでは、ないようでしたら審議に入ります。

今の説明にありました第一次審査の結果についてです。事務局より説明をお願いします。

○風戸医療政策課長 医療政策課長の風戸でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、指定管理者の選定に当たりまして、施設の概要及び第一次審査の結果について、説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

まず、千葉市休日救急診療所の概要につきまして、お手元に配付しております資料の参考1「千葉市休日救急診療所運営概要」をご覧ください。

施設所在地は千葉市美浜区幸町1丁目3番9号、指定管理者の選定方法は非公募で、非公募による選定方法の理由としましては、有資格者等による専門的なサービスの提供や収

益性が見込めない中でのサービスの提供が強く求められている施設であり、非公募により外郭団体に管理を担わせることが適当と考えるためでございます。

設置目的は、「休日等における急病患者に対する医療の提供及び要介護高齢者、心身障害者等に対する歯科診療の実施」です。

次のページをご覧ください。(9) 指定期間につきましては、令和5年下半期に実施予定の総合保健医療センターの大規模改修があることから、現状の休日救急診療所の運営が可能である令和3年4月1日から令和5年3月31日の2年間としております。

3ページ「2 管理業務状況」及び5ページ「3 決算状況」については、記載のとおりでございます。

次に、申請者について、ご紹介させていただきます。資料としましては参考3「指定申請書等」になります。非公募での選定となりますので、現在の指定管理者であります公益財団法人千葉市保健医療事業団に申請を求めたところ、9月14日付で申請がございました。なお、団体の詳細説明につきましては、本日は割愛させていただきます。

最後に、第1次審査の結果についてご説明をいたします。

お戻りいただきまして、参考2「指定管理者選定に係る形式的要件審査結果表（千葉市休日救急診療所）」をご覧ください。

第1次審査では、申請者より提出された指定申請書類につきまして、選定要項に定める申請の資格要件を備えているか、また、失格要件に該当しないか、15の審査項目を用いて、事務局が形式的に要件を審査いたしました。

個別の審査項目と結果につきましては記載のとおりでございますが、審査を行った結果、提出された申請書類等から、選定要項に示す申請資格（ア）から（ケ）を全て満たし、かつ、失格要件（ア）から（カ）のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、第1次審査につきましては合格としてご報告させていただきます。

なお、審査に用いた書類につきましては、参考3「指定申請書」等に添付しております。

私から説明は以上となります。

○高橋部会長　ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(なし)

○高橋部会長　ご発言がなければ、次に財務関係の所見について、審査の参考にさせていただくために、公認会計士の岡田委員から、ご意見ををお願いします。

○岡田委員　岡田でございます。財務状況について、お話ししたいと思います。

第1回の部会が8月28日にございまして、そのときに、公益財団法人千葉市保健医療事業団さんの3年間の財務状況については、適正であるということを報告しましたので、ちょっと繰り返すんですけども、監事の監査報告書によりますと、平成29年、30年、令和元年の3年間ですが、監査報告書は適正でございました。

それから、決算書の資料2-1の貸借対照表です。31年度の貸借対照表がありまして、正味財産の下のほうに2億1,058万8,652円。

それから、2ページあとの正味財産増減計算書内訳表、こちらの最初のほうの公1の千葉市休日診療所管理運営事業。こちらが一番下に、繰越しが1,841万2,912円。これについては、監事の監査報告書においても、30年度に作成した剰余金の解消計画に基づいて、

順次解消するということが書いてございまして、数年のうちには解消されるんじゃないかと思っておりますので、問題ないと思っております。一応、財務状況については適正であると判断いたします。よろしく申し上げます。

○高橋部会長 ありがとうございます。ただいまの岡田委員のご意見に対しまして、何かご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(なし)

○高橋部会長 ご発言がなければ、次に、応募事業者の提案説明及び質疑応答に移ります。時間も限られていることですので、あらかじめ質問順を決めておきたいと思っております。岡田委員、長根委員、大道委員、酒井委員、最後に私の順にしたいと思っております。

では、事務局は、事業者をご案内してください。

(事業者入室)

○高橋部会長 どうぞおかけください。

本日は、お忙しいところお越しいただきましてありがとうございます。これからヒアリングを行います。進め方ですが、まず、皆さんの氏名、役職名を述べていただいた後、今回の応募についての提案説明ということで、10分以内で提案内容についての説明を行ってください。その後は、各委員から質問をいたしますので、ご回答をお願いします。

それでは、よろしく願いいたします。

○応募事業者 よろしく願いいたします。それでは、私のほうから、職員を紹介させていただきます。私ですけれども、千葉市保健医療事業財団事務局長の神崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、委員の皆様からご覧いただきまして右隣におりますのが、事務局長補佐の塩原でございます。

○応募事業者 よろしく願いいたします。

○応募事業者 同じく隣が、事務局長補佐の西村でございます。

○応募事業者 よろしく願いいたします。

○応募事業者 こちらの隣におりますのが、休日診療所の経理や職員の労務担当をしております管理係長の木村でございます。

○応募事業者 よろしく願いいたします。

○応募事業者 後ろにおりますのが、休日診療所の業務運営を担当しております業務係長の高石でございます。

○応募事業者 よろしく願いいたします。

○応募事業者 以上、5名で対応させていただきます。本日はよろしく願いいたします。

この後は塩原のほうから説明させていただきます。座って失礼いたします。

○応募事業者 よろしく願いいたします。

それでは、提案書の特に必要なポイントについて、ご説明をさせていただきます。

1 ページの中段、事業実施の基本的な考え方になりますが、まず、当事業団が千葉市休日救急診療所業務をどのように考えているかについてですが、千葉市休日救急診療所は、かかりつけ医療機関が開いていない日曜祝日及び年末年始に、初期救急診療を提供すること。並びに一般の歯科診療所での治療が困難な要介護高齢者と心身障害者児に歯科診療を

提供し、いつでも必要なときに医療が受けられるようにすることで、市民の安全安心な生活を確保することを目的に設置された施設であると考えております。

それから、次が、当事業団の最大のアピールポイントであり強みでもあります。当事業団は、千葉市と一般社団法人千葉市医師会、同千葉市歯科医師会、同千葉市薬剤師会が共同で設立した公益財団法人となっております。よって、休日救急診療所の事業実施に当たりましては、これらの団体と協同・協力し、連携を図ることができるため、医師等の医療スタッフの安定した確保、また、重症患者の搬送先として二次医療機関との緊密な連携を取ることができ、休日救急診療所の安定的・継続的な運営を行うことが可能であり、地域住民の安全で安心した生活の確保を目指しております。

休日救急診療所は、通常の診療は年間 72 日、特殊歯科は年間 43 日の診療となるため、医師や歯科医師などの医療スタッフを常勤で雇用することは困難であるため、医療スタッフには、診療所を開くときだけに来ていただくということとなります。当事業団は、繰り返しにはなりますが、医師会、歯科医師会、薬剤師会のいわゆる三師会と千葉市が共同で設立した公益財団法人であることから、医療スタッフの派遣について三師会との協力体制が確立されており、三師会から診療日に当番制等により医療スタッフを派遣していただいております。

平成 5 年 4 月に、千葉市休日救急診療所の診療が始まって以来、過去に一度も医療スタッフの不足に陥ったことはなく、診療所の業務を安定的・継続的に実施してきたところでございます。

次に、具体的な事業内容でございますが、提案資料 2 ページに記載をさせていただいております。

診療については、千葉市休日救急診療所条例に基づいて実施し、毎月の業務報告、備品等の保守管理業務などにつきましても、引き続き適正に実施してまいります。

また提案書 3 ページ 6 行目にあります、「4 その他診療所の管理に必要な業務について」ですが、適正な医療サービスを実施するための人員の確保、帳簿等の作成と管理、個人情報 の 適 正 な 管 理、ま た 利 用 者 の 対 応 に つ い て は、定 期 的 に 施 設 内 を 巡 回 し、目 視 に よ る 施 設 の 安 全 管 理 や 清 掃 を 行 う こ と に つ い て 説 明 を さ せ て い た だ い て お り、今 後 も 確 実 に 実 施 し て ま い り ま す。

当事業団は、千葉市休日救急診療所が入っております千葉市総合保健医療センターの施設管理も千葉市から委託されておりますので、診療所の施設と一体管理ができるという利点があるため、診療所内で設備の不具合の発生や汚損箇所があった場合、待機させている委託業者にすぐに対応してもらう体制も整っております。

「(5) 苦情・要望」についてですが、大きな苦情は受けておりませんが、苦情があったときには、診療所としてできること、できないことをきちんと説明するとともに、患者様の状況に応じた誠意ある対応に努めており、今後も同様の対応を心がけてまいります。

提案書 4 ページの「5 経営管理業務」につきましては、当事業団が独自で千葉市休日救急診療所運営委員会及び要介護高齢者・心身障害者児歯科診療運営委員会という二つの運営委員会を組織し、休日救急診療所のサービス向上や、改善点の抽出等を行い、より患者様の視点に立った休日救急診療所とするため、協議をしているところでございます。

提案書 5 ページ以降では、休日救急診療所の管理運営を安定的に行うため、緊急時の連

絡体制や管理運營業務の体制が確立していること。当番の医師によって診療内容が異なることのないよう診療マニュアルを備えていること。医療スタッフの技術向上のために、自主的に適宜カンファレンスを開催していること。

また、職員の人件費については、千葉市職員の規定に準じて決定していることや、休日救急診療所内の業務の再委託や、物品の調達等につきましては、千葉市内業者を優先的に契約し、契約方法は当事業団の規定により入札で行うことなどを説明させていただいております。今後ともコスト削減に努めながら運営をしていく所存でございます。

提案書 18 ページにあります、利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方についてですが、アンケートは当診療所の年間利用者数約 1 万 8,000 名に対して、統計学上必要なサンプル数を調べ、年間 400 件実施することとしております。ただし、診療所に来ている方は、かかりつけ医が開いている日まで待てないほど具合の悪い方ばかりになりますので、アンケートの質問項目は必要最小限にとどめ、患者様の負担にならないよう配慮いたします。

最後になりますが、千葉市休日救急診療所は、市民の皆様の健康を考えますと、なるべく来ないほうが良い施設ということになります。その点、利用者の数で施設の価値が判断されることが多い他の指定管理施設とは違った側面がございます。よって、当事業団としましては、利用者数を増やすためにはどうしたらよいかという視点では運営をしておりません。日曜祝日、年末年始等、かかりつけ医が休診の日に具合が悪くなった場合でも、千葉市には、休日でも診てもらえる救急診療所があると市民の皆様は安心感を持っていただけることが大切だと考えており、休日救急診療所は、利用者の数だけでは図れない存在価値があると当事業団は考えております。

そして、そのようなやむにやまれずに受診された方に対しては、患者様の心に寄り添った診療を提供し、休日救急診療所があつてよかった、来てよかったと思っただけのような運営を引き続き心がけてまいります。

また、千葉市医師会をはじめとした関係団体の協力の下、今後も千葉市と連携をしながら、初期救急診療所として適切な医療サービスを市民の皆様へ提供し、地域住民の安全で安心した生活確保の一助となれるよう、今後も努力していくことをお約束申し上げまして、千葉市保健医療事業団からの説明を終わらせていただきます。

本日は、説明の機会をいただきましてどうもありがとうございました。

○高橋部会長　では、こちらから質問させていただきたいと思っております。

岡田委員から。

○岡田委員　岡田です。二つほど質問をさせていただきます。

まず最初は、現在もコロナの関係で診療所に来る方が、相当数が減っているという話もあるんですけども、休日救急診療所さんの場合に、患者というか、来る方がコロナの関係でものすごく減った場合に、経費に何か影響があるのかという点が一つと、あともう一つは、経費の積算の内訳表が、28 ページから 5 ページ以上、載っているんですけど、あと、37 ページのところもそうなんですけど、人件費のほうに消費税が全部上乘せになっていますよね。消費税が 10%。

で、大体は税務関係をやっているんで想像はつくんですけど、消費税をここで上乘せしている理由を、ちょっと説明してもらいたいんですけど。

最初の質問は、コロナの関係で患者さんが激減した場合に、経費が動くのかどうか。あるいは、千葉市との関係で管理費が変わるのかどうかと。もう一点は、積算の中に消費税が入れているという話ですね。よろしくお願いします。

○**応募事業者** コロナの関係で患者さんが減るということは、イコール医療費収入も減るといことなんですけれども、医療費収入に関しましては、千葉市のほうに渡すという形になっておりまして、特に事業団としては、患者さんが減ったからといって、何かこう、収入の面で増減があったからといって運営に影響はありません。

○**応募事業者** 消費税の件ですが、人件費については、最終的に消費税を盛り込んで積算させていただいているんですけれども、実際、給料と諸手当等、支払い先が各職員、人に対する支出になっておりまして、当然そこには消費税を載せて支払うものではないんですけれども、私どもは、千葉市から委託料として頂くに当たっては、こちらの人件費に関しても消費税がかかってまいります。最終的には法人として消費税を納付することとなりますので、消費税を積算させていただいております。

○**岡田委員** はい。分かりました。ありがとうございました。

○**高橋部会長** ほかにご質問。じゃあ、長根委員。

○**長根委員** 私も提案書様式7号のリスク管理に関わるところになるのかなと思うんですが、今、岡田委員がおっしゃったように、需要変動のことが気になっていて、それは今、明らかになったのでそれはよかったと思うんですけれども。

コロナの疑いのある人は、ここではなくて所定のところに行ってもらいたいところなんですけど、よく分からなくて来てしまう方もいらっしゃると思うんですね。そういった場合の初期対応というんですか、どういう対応を考えていらっしゃいますか。

要は、ほかのコロナではない患者さんも待合室にいらっしゃる中で、よく分からないけど、具合が悪いから来ましたと。で、その人がコロナの疑いがあるという場合に、どういふふうに対応をなさるおつもりでしょうか。

○**応募事業者** よく発熱患者様を診ませんよという医療機関、最近減ってはきているんですけど、当診療所は、発熱していようがしていまいが、分け隔てなく診療させていただいております。ただ、院内感染ということをやっぱり避けなくちゃいけないと思いますので、あまりにも怪しい方ですとか、これから保健所をお願いして検査を出すような、ちょっとハイリスクの方ですね。そういった方はちょっと、待ち合いのスペースを別にしたとか、あと、我々職員が、頻繁に院内を消毒して、30分から1時間に1回ぐらいは消毒に回っておりますので、そういうところでリスク管理をしております。

○**長根委員** 分かりました。

○**高橋部会長** よろしいですか。では、大道委員。

○**大道委員** まだ建物の中、今の状態を見せていただくことができていないんですが、建ってから随分年数も経てというようなことで二つ、一つは、働いている方の仕事のしやすさということについて、どういふふう設備や機器について、対応しておられるのかということと、もう一つは、利用される方について、やっぱり同じように、一番気になるのは、一番広いところの座る設備とか、その辺について何かありましたら教えてください。

○**応募事業者** 先に、職員について、回答させていただきます。

まず、お越しいただいている三師会の先生方におかれましては、各先生方のご要望を聞

いた各団体のほうにお願いはしておるんですが、同じ先生が重ならないようなご配慮をいただくように、三師会さんのほうにはお願いして、そのようなご対応をしていただいているような状態でございます。

また、診療所のほうで働いていただきます看護師、または医療従事者に関しましても、本人等のスケジュールについては、シフト制を組ませていただいておりますので、本人のご要望を聞くという中で、あまり無理のないような状況でのシフト管理をさせていただいております。

労働環境につきましては、患者さんの数では左右されず、必ず1時間の休憩をその診療中には取れるように、分割してでも取っていただくような配慮をさせていただいているとともに、館内、診療科の中でも各部屋を分けまして、一堂に会して休憩ではなくて、職種ごとに休憩を分ける等、状況を作らせていただいているとともに、最近においては、3密を避けるという中で、私どもの空いている部屋等を積極的に活用して、看護師等も安心して休憩を取れるような環境作りというんですかね。それにつきましては、配慮しているところでございます。

以上でございます。

○応募事業者 業務係長の高石と申します。

利用者の方の利便性についてということですが、患者さんのほうから分かりやすいように、見やすいようにということで案内板の位置を検討したりですとか、待ち合いの場所をずらしたりするようなときは、テープで足元に動線を確保したりですとか、その都度、患者様が快適に利用できるように、患者様の目線で、対応をしているように心がけております。

また、実際、患者さんが、仮にその場で迷っていたりとかが見受けられるような方には、積極的にお声かけをしたりするような形を取っております。先ほど、質問にもありましたが、最近ではコロナの関係とかも、病院には来たけれどもその辺も心配だというような方ももちろんいらっしゃいますので、座席のこちらは使用しないようにという表示をつけたりですとか、院内の感染管理という意味も含めて、清掃等も実施するように心がけております。

以上です。

○大道委員 ありがとうございます。

以上です。

○酒井副部長 コロナと、またその患者さんがストレスがないというところの点で、ご質問というか、一利用者として、一つ思ったところについてなんですけど。

例えば、自家用車の中で待つようなこととか、その診療所の待合室に患者を全員入れるということについては、このコロナ禍においては、実際問題、使う側にとってストレスになるのかなと。で、この成果指標のところ、ストレスなく診療を進めていきたいということをお話いただく中で、例えばそういった自家用車の中で待ってもらうだとか、予約制までは難しいとは思いますが、何か携帯電話とか、LINEとかで呼出しをするような形だとか、そういった工夫というのは、こういったITが進んでいる中で、安価で何かできる方法があるのではないかなというのは、思っているところなんですけれども、ストレスをなるべく軽減という意味では、一患者で利用者の立場としては、そういったと

ころを思うところなんです、いかがでしょうか。

○応募事業者 はい。ちょっと今検討中のことでありますけれども、ただ、当診療所は、初期救急診療というのをやっているところでして、かかりつけ患者さんが来る一般のクリニックとはちょっと違った毛色がありまして、ほとんどの患者さんが、急に体調を壊して、翌日のかかりつけ医が開いている日まで待てないという方であったりとか、あと、救急搬送されてくる方がほとんどなんです。ですから、例えば順番を飛ばして優先的に診療をするということが頻繁に行われますので、事前予約というのは、ちょっとうちの診療所の特性とは合わないというところがありまして、そこは、またちょっと検討は必要だと思います。

で、車の中での待機についてなんですけれども、先ほどのご質問にもありましたけど、コロナの関係で、院内感染を防がなくちゃいけないというのがありますので、今実施しているのは、診療所の中が密になりそうだったら、ちょっと保健所スペースの一部をお借りして、待合室を広げるとかをさせていただいているんですけれども、やっぱり年末年始などは患者さんが増えてくるのが予想されますので、もう待合室を広げただけではどうにもならないとなった場合は、やはり3密対策として、一旦車の中にお戻りいただいて、順番が来たら携帯で呼び出すとか、そういったところは、ちょっと検討していきたいと思っております。

○酒井副部長 あともう一点、利用者アンケートについては、1か月30から35件程度ということですが、この取り方、具体的にはどういった形でこの件数を確保するかはめどをつけていらっしゃいますでしょうか。

○応募事業者 アンケートにつきましては、診療が終わって会計待ちをしている方に、ちょっとアンケートをお願いしますということで声かけさせていただいて、あまりにも具合が悪そうな方は、もちろん声かけはしないんですけれども、アンケートに答えていただけそうな方について、こちらで用紙をお渡ししてお願いするという形を考えております。

インターネットによる後からの回答という案もあるんですけども、なかなか、本当に受診した方が回答してくれているのかとか、あと、回答してくれた方の個人が識別できないようにしたりとかしなくちゃいけないといったこともありますので、ちょっと、そこは今後の検討課題ですね。千葉市とも、そこは協議していきたいと思っております。

○酒井副部長 1日当たり大体5件ぐらいとか取ればいいんですかね。

○応募事業者 そうですね。1日5件、定期的に取るか、特定の日をちを決めて、何十件と取るかという、取り方も検討しなくちゃいけないんですけども、平均すると1日5件ぐらいになります。

○酒井副部長 そのアンケートを取るということについても、何かこう、コロナの時代においては、やり取りとか、ペンを渡す、接触感染とかいろいろと気にされる方も多いと思うので、工夫をしていただければなとは思っております。

以上です。

○高橋部長 じゃあ、私、発熱患者さんへの対応についてお聞かせいただきたいと思うんですが、医療機関によっては来院患者さん全て、毎回熱を測定するというのをやっているところが多いと思うんですが、この診療所では、そういうのをやっているかということと、もし、その発熱患者さんを先ほど別のコーナーでというようなお話がありましたけ

ど、そういうふうに、トリアージみたいに分けるとすると、基準というのがあるんでしょうか。例えば37度5分以上は別の区画でガウンテクニックで診るとか、そういう決まりがあるんでしょうか。

○応募事業者　　いわゆる発熱外来ということで診療を分けたりというのは、今はしておりません。

○高橋部会長　　発熱患者さんと、発熱していない患者さんを分けるということはやっているんでしょうか。医者のところへ来るまで発熱しているかどうか分からないという状況です。

○応募事業者　　今、発熱の有無で分けてはいないです。

○高橋部会長　　全部診療すると。

○応募事業者　　はい。

○高橋部会長　　そうですか。

○応募事業者　　もちろん問診がありますので、その段階で、例えば熱があるから向こうの診察室へ行ってくださいという、そういう診察の分けはしていません。

○高橋部会長　　ちょっと、今、千葉県で、このぐらいの数ときはあれですけども、もし今後、増えてきたときは、熱を簡単に測れますよね。おでこにピッみたいなのをやる。それで、何度以上あったら、ちょっとこっちの部屋でというふうにして、医療関係者を守る意味からも、一応、そういう熱のある人はコロナの可能性もあるということを考えた、何というか仕組みを作られたほうがいいかもしれませんが、どなたが来るか分からないですね、救急だと。いや、そんなふうに感じましたけど、今は混ざっちゃっているということですね。私からはそれだけです。

ほかにご質問。

(なし)

○高橋部会長　　それでは、以上でヒアリングを終了します。

選定結果については、後日通知しますので、よろしくをお願いします。

事業者の方は、ご退室をお願いします。どうもありがとうございました。

(事業者退室)

○高橋部会長　　よろしいでしょうか。ここでは当該応募事業者について、委員間の意見交換をしたいと思います。これから審査を行うに当たり参考となるような、例えば委員間で共通認識を作っておきたい点、確認しておきたい点などをご発言いただきたいと思います。

また、特に優れていると思われる点、気になった点などのご意見についても、ぜひこの場でご発言いただければと思います。

何か、ありますか。

○酒井副部会長　　先ほどのコロナ対策に関しては、今後、いろいろとされたほうがいいのかなど、素人ながら思うんですが、それはプロの方たちですから、あまり口出ししてもしょうがないのかもしれないですけど。

○大道委員　　うちの家族も言っているんですけど、大きな病院でも入り口に機械を設置して。

○高橋部会長　　もう全員測りますね。

○**大道委員**　そこを通ると画面でもって体温が出るという、そういう機械もあるんですね。で、そこに一人、担当の方がいて、それを確認してから通す。で、もしそれが体温が高めの方ですと対応が違って、別の方が来て、取りあえず別のところにご案内するというようなことをやっているところがあるんですけど、一つの考え方として、そういう、何とか機器を患者さんと思われる方が入ってくる場所に、ご自分でも分かるように機器を設置する、そういうのもちょっと考えておかれたほうがいいと思いますけど。瞬間的に分かるものがあるはずなので。

○**高橋部会長**　何かご意見ありますか。

○**長根委員**　附帯意見として、酒井委員がおっしゃったようなコロナ対策をもうちょっと、はっきりさせたほうがいいということは、つけていいと思うんですが、評価すべき点としては、やはりこれまでの経験なさっていたこともある、ノウハウもあって、安定的に経営できるなという、そういうところはすごい確信いたしました。

○**高橋部会長**　多分、救急診療なので、もう全てコロナの可能性はあるということで診ているんですよということだろうと思うんですね。一般病院だって二つに分けて、全くないような人と、コロナの恐れのある人を分けるということをしてますが。

はい、どうぞ。

○**今泉医療衛生部長**　すみません。少し補足させていただきます。

コロナの関係で院内感染を防ぐ対策なんですけれども、こちらは本市と事業団、医師会とも協議をしております、確かに発熱で分けるということも、検討しております。ただ、実際に救急ですので、それで分けられるのか、冬になると、発熱している人のほうが多いのではないかとというようなことと、あと、もう一つ、今となってはコロナの疑いの患者さんが、必ずしも発熱の方が多いわけではなくて、例えば、熱はなくても味覚障害とか、そういうような方が陽性になったりということがあるので、来ていただいた方はとにかく、確実に診る。そのために場所や空間を広く取ったりとか、あとは、医療スタッフが万が一感染しないように、常にマスクですとか、目の防護ですとか、必要な対策を取った上で患者さんを診られるようにということで、対策を取っておりますので、いろんなやり方があるかとは思いますが、今はあまり発熱だけに着目しないほうがいいのではないかと意見もありまして、そのような方向で検討しております。

○**高橋部会長**　今おっしゃったことは、かなり合理的かなと思うにしても、完全に、もしコロナの人であっても、一応、濃厚接触者にはならないという基準がありますから、きちんとマスクをして、手洗いするというようなことで、それをやっていくというのが必要になる。まあ、分かりましたけれども。

ほかに何か。よろしいでしょうか。

もし、ほかにご発言がなければ、審査票に記入をお願いします。

(審査)

○**高橋部会長**　記入、終わりましたでしょうか。

それでは、事務局で集計作業もありますので、記入の終わった方から、暫時休憩といたします。

じゃあ、22分を目途に開始させていただきます。

(午後2時11分休憩)

(午後2時20分再開)

○高橋部会長 それでは、部会を再開します。

事務局は審査結果の報告をお願いします。

○白井保健福祉総務課長 それでは、千葉市休日救急診療所の指定管理予定候補者の選定に係る審査結果について、ご報告いたします。

千葉市休日救急診療所の指定管理予定候補者の選定につきまして、全委員が全ての項目を「○」と評価したため、適格となります。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。それでは、当部会としては、事務局の報告どおり、応募事業者を千葉市休日救急診療所の指定管理予定候補者として選定します。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○高橋部会長 それでは、続いて選定理由として提案内容が優れている点や工夫が見られる点のほか、留意してほしい点など、具体的にご意見を頂戴できればと思いますが。

○酒井副部会長 先ほどの。

○高橋部会長 はい。一応、今コロナの状態にありますので、引き続き、コロナに対する対策を適切に進めてほしいということをつけさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○高橋部会長 ほかにご意見ありますでしょうか。

(なし)

○高橋部会長 ご意見がなければ、千葉市休日救急診療所に関わる指定管理予定候補者について、応募事業者の申請内容を応募要項等に照らし審査した結果、千葉市保健医療事業団を指定管理予定候補者とする。その理由としては、医師会、あるいは歯科医師会、薬剤師会との連携が取れていますし、これまで十分な実績を上げてこられているということで安定的かつ誠実な運営が見込まれるため、でございます。

留意していただきたい点というのは、休日救急診療という施設の特性上、感染症対策には配慮していると思うが、今後も新型コロナウイルスの感染拡大防止等も踏まえた、十分な対策をお願いしたい、ということでございます。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○高橋部会長 ありがとうございます。それでは、議題(1)を終了します。

本日、予定されております議事につきましては、以上で終了いたしました。

最後に、事務局から連絡事項などはございますでしょうか。

○白井保健福祉総務課長 ありがとうございました。

今後の予定でございますけれども、本日の選定結果について高橋部会長から、指定管理者選定評価委員会の会長であります高橋会長に報告していただく形になります。その後、会長から市長に答申をされるといった流れになります。千葉市では、委員会からの答申を受けまして、指定管理予定候補者を決定し、応募事業者に選定結果を通知するとともに、選定結果を公表いたします。

また、当該事業者と仮協定を締結いたします。その後、11月26日に開会予定の令和2

年第4回千葉市議会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出いたします。議決された場合に本協定を締結し、令和3年4月から2年間の指定管理業務委託が開始することとなります。

選定後の流れにつきましては、以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございました。これをもちまして、「令和2年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第2回医療施設等部会」を閉会いたします。